

(1) 第1回社会福祉審議会でのご意見に基づいた計画(案)の修正

該当箇所	ご意見	対応
P35～39	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉について。P38 「県の具体的施策」に“市町村における児童虐待問題などへの相談支援体制の充実・強化に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、児童相談所が中心となり積極的に支援します”といった記載があるが、それに対する「数値目標」が、“児童家庭相談担当市町村職員研修(参加市町村数)”と、“要保護児童対策地域協議会(開催市町村数)”となっている。こういったアウトプットを増やすことだけでなく、要対協で挙げられる、ケースに応じた支援に対する評価など、アウトカムを記載するべきでは。最も重要なのは、実際に支援が必要な人に対し、確実に相談支援や対応が行き届くことなので、現場の支援者が、支援を行い易いように配慮をして取組を進めていただきたい。 	<p>P39「数値目標」のうち、“要保護児童対策地域協議会(実務者会議)の開催(開催市町村数)”の項目を、“要保護児童対策地域協議会の会議への主任児童委員等の参加(参加率)”に修正。</p>
P45～46	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の社会貢献活動について、社会福祉法人を経営する立場として、県には、社会福祉法人にどのような役割を担ってもらいたいのか、もっと具体的に示してほしい。何をしてもよいか分からないといったことや、法が成立しなければやなくていいのではといった声も聞いている。 高齢者、障害者、児童と、県ではそれぞれ所管が分かれていると思うが、ぜひ県としての方向性を示してほしい。 	<p>社会福祉法人の社会貢献活動について、県としては、生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業の実施や、制度サービスだけでは充足できない問題に対する地域福祉活動などを担っていただきたいと考えている。そういったことがより明確になるよう、「現状及び課題」、「取組の方向」及び「県の具体的施策」を修正するとともに、「数値目標」を追加。</p>
P53	<ul style="list-style-type: none"> ○の6つ目に、“地域住民の取組に、地域おこし協力隊や大学生が関わることで”とあるが、各地では、地元の青年団や商工会なども活動している。外の人だけでなく、地元の若者も頑張っていることをどこかに記載できないか。 	<p>○の3つ目に、地元の方々の活動に関する記載を追加。</p>

該当箇所	ご意見	対応
P57～61	<p>・P60 「県の具体的施策」の4つ目、“個人情報の適切な管理方法及び情報収集などについて、活動ハンドブックなどを活用して民生委員・児童委員への研修を行います”について。個人情報の取扱に関して厳重な縛りがあると、せっかくの民生委員の情報が市町村や社協に上がってこない場合もある。それでは意味が無いと思うので、考慮していただきたい。例えば、災害時要配慮者対策の部分だと、市町村が所持している個人情報に関して、本人の同意を得てから関係者に名簿が提供されるということだが、情報の取扱に関して、民生委員が責任を負担に感じる可能性もある。</p>	<p>民生委員・児童委員に対する、個人情報の取扱いについての啓発・周知に関する取組を、P58の「取組の方向」に追加。</p>

(2) 意見公募実施期間中（平成 28 年 2 月 23 日～3 月 14 日）における委員からのご意見への対応

該当箇所	ご意見	対応
P2～3	<ul style="list-style-type: none"> 今まで取り組んできたことを視覚的に写真など（例えば「あったかふれあいセンター」のもの）をたくさん入れてはどうか。 	<p>「あったかふれあいセンター」の活動の様子や地域福祉アクションプランの実践等の写真を追加。</p>
P36	<ul style="list-style-type: none"> 「図：地域福祉ネットワークのイメージ」について、社会福祉法人も役割を持つこともあると思うので、図の中に入れていただきたい。 	<p>図に社会福祉法人等を追加。</p>
P45～46	<ul style="list-style-type: none"> 一般の県民に、社会福祉法人とは何かといったことが分かるような説明があればよい。 	<p>社会福祉法人の定義や役割が分かるように、「現状及び課題」への文言の追加と脚注の用語解説を追加。</p>
P45～46	<ul style="list-style-type: none"> 認定就労訓練事業所について、行政や社協、社会福祉法人など、どこがどのようなことをやるのかといったことについての説明を入れておく必要があるのではないかと。今後広がっていくように県としての思いがわかるように。 	<p>認定就労訓練事業所の脚注の用語解説を追加。</p>
P74	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人としては、社会福祉法人の事業としてできることをやるという考えでいる。県や市町村の予算・財源・支援があるかないかにかかわらず。しかし、今は市町村行政と地域の社会福祉法人のつながりが弱い。もっとお互いが情報を提供しあえば、いろいろできることもあるのではないかと。例えば、施設への送迎の運転手を昼間使うなど。 	<p>地域福祉アクションプランの推進に向けて、市町村と社会福祉協議会、地域住民、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等の連携が必要であることが分かるように、文言や図を修正。</p>